

公募型プロポーザル実施の公示

2023年7月24日

一般財団法人関西観光本部

次のとおり、公募型プロポーザルの企画提案書の提出を招請します。

1. 事業概要

(1) 事業の名称

令和5年度酒蔵ツーリズム

「酒蔵ツーリズムにおける海外別送の普及促進とガイドツアー創出による販売機会の拡大事業」

(2) 事業の目的

酒蔵ツーリズムはインバウンド市場における誘客コンテンツの重要なテーマで、「伝統的酒造り」のユネスコ無形文化遺産登録への提案が決まったことも相まって、訪日海外旅行者の日本産酒類への注目度は、ますます高まっています。

一般財団法人関西観光本部(以下「当本部」という。)では、酒蔵などへの訪問地における土産目的などの日本酒類購入が中々進まない課題解決に向け、「配送時のインボイス作成の煩わしさ」「破損リスク」「各国の通関事情把握」といった販売現場側の課題に対応する簡便な海外別送の仕組みによる販売強化策を、通訳案内士に対する人材育成・活用を通じた酒蔵ツーリズムの振興策と合せて取組を進めてまいりました。本事業においては、これまで培ってきた受入環境を基盤に、①旅行会社等と連携した「酒蔵ツーリズム」のモデルコース作成、②「海外別送」取組事例の情報発信強化、③「酒蔵ツーリズム」「海外別送」を訪日外国人旅行者へ紹介するコンテンツ制作を軸に事業を展開し、インバウンド市場における酒蔵ツーリズム及び海外別送の取り組みによる日本産酒類販売の拡大を目指します。

(3) 事業の概要

- ①旅行会社等と連動した「酒蔵ツーリズム」モデルコース造成
- ②「海外別送」取り組み事例の情報発信強化
- ③「酒蔵ツーリズム」「海外別送」を訪日外国人旅行者へ紹介するコンテンツ制作
- ④その他

※事業の詳細については、添付の募集要領・仕様書に記載のとおり。

(4) 委託金額の上限

4,000,000円(消費税及び地方消費税の額を含む)

2. 参加資格要件

- (1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する「暴力団」に該当しないほか、第32条第1項各号に掲げる者に該当しないこと。
- (3) 過去に本事業と同規模又は同趣旨の事業の実績があること。

3. 手続等

(1) 担当部局

〒530-0005 大阪市北区中之島2丁目2番2号 大阪中之島ビル7階

一般財団法人関西観光本部 担当 野村・長田

メールアドレス: koiki-sinsei@kansai.or.jp

(2) 応募期間、及び応募方法

ア 応募期間: 2023年7月24日(月)から2023年8月8日(火)17:00まで。

イ 応募方法: 全書類を下記URLよりダウンロードし、応募申込書は電子メールにて上記(1)に提出のこと。

- ・募集要領URL1: https://kansai.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2023/07/s230724_募集要領.pdf
- ・仕様書URL2: https://kansai.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2023/07/s230724_仕様書.pdf
- ・評価要領URL3: https://kansai.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2023/07/s230724_評価要領.pdf
- ・評価基準URL4: https://kansai.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2023/07/s230724_評価基準.pdf
- ・提案書様式(1)～(5)URL5: https://kansai.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2023/07/s230724_様式1～5提出書類.pdf

※応募申込書は上記期限内の到着分を有効とする。

(3) 企画提案書の提出期限、提出先及び方法

2023年8月14日(月) 17:00までに電子メールと郵送の2つの方法にて提出のこと。

提出先は上記(1)に同じ。

募集要領に基づき正本1部(社名あり)・副本5部(社名なし)提出のこと。

※上記提出期限は、データ送付期限を指す。

※別途郵送にて、同部数を提出のこと。

(4) 質疑の受付期間

2023年8月9日(水)17:00まで ※メールでのみ受付

質疑のあった事業者への直接回答、並びに当本部 HP にて順次全て掲載し、閲覧に供する。

閲覧場所 URL: <https://kansai.or.jp/notice.html>

(5) 説明会の日時及び場所等

説明会は行わない。

(6) 企画提案に関するプレゼンテーションの日時

文書審査のみとし、プレゼンテーションは行わない。

4. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 : 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 : 上記3.(1)に同じ。

(3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。

(4) 選定委員会に提出された提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。

(5) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効とする。

(6) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。

(7) 企画競争の実施結果として、以下の項目について、特定通知後速やかに公表し、公表の翌日から1年間は公表することとする。

①相手方を決定した日

②候補者の名称

③評価基準

④参加者名称(候補者を含む)

⑤審査結果(評価項目ごとの選定委員の評価点の合計)

※参加者(候補者を含む)の名称は五十音順で表記し、審査結果は総合点の点数順で表記する。

※参加者が2者の場合、次点者の得点は公表しない。

※審査結果は、参加者の名称が特定されないように記載する。

(8) 事業の詳細は募集要領による

以上